

令和2年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和2年3月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 12番 角田 功

会長職務代理者 8番 將亦 富士夫

委員	1番	小畑	義彦	2番	伊藤	泰子
	3番	布施	善明	4番	阿辻	康博
	5番	西橋	絹子	6番	廣田	重夫
	7番	八若	和美	9番	北村	富生
	10番	大塚	高司	11番	堀田	繁樹
	13番	多賀	正和	14番	中島	一枝
	15番	近藤	和夫	16番	廣部	重嗣
	17番	家倉	和行	18番	保積	郷司
	19番	池田	美由紀	20番	松居	利平

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 酒井 猛文、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 福永 和生、

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

議案第468号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第469号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第470号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第471号	農用地利用集積計画案について
議案第472号	土地改良事業参加資格交替承認申請について
議案第473号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
議案第474号	長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について

5. 議事録署名委員

5番 西橋 絹子 6番 廣田 重夫

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会令和2年3月定例総会を開催させていただきたいと存じます。

本日の定例総会につきましては、委員総数全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは引き続き事務局より、報告と本日の会議次第について説明致します。まず報告ですが、2月19日、滋賀県農業会議の常設審議委員会が、大津市において開催され、会長に出席していただいております。なお、当市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局からは出席をしておりません。

2月21日、滋賀県都市農業委員会連絡協議会会長会議が湖南市において開催をされました。会長、職務代理者にはあいにく所用により出席がかないませんでしたので、事務局において出席をさせていただいております。

来る3月14日に当農業委員会の主催により開催を予定しておりました、長浜市未来農業経営塾について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、やむなく中止とさせていただきました。準備に携わっていただいた委員の皆さまには残念な報告ではありますが、引き続き農業者のための情報提供等にご尽力をいただきたいと思います。

続きまして、今月の審議事項につきましては、3条申請が10件、4条申請が6件、5条申請が6件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交替の承認、別段面積の設定、その他、各種届出等の報告がございます。

また、本日すでにお知らせしております各議案に追加し、例規の改定にかかる議案がございます。

なお、農地転用に係る案件につきましては、去る3月3日に当番委員、4番の阿辻康博委員、13番の多賀正和委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど、ご説明をよろしくお願い致します。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出致しております。

事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名を申しあげて頂いたうえで、個人情報にもご留意いただき、ご発言いただきますようお願い申しあげます。

それでは、会議に入らせて頂きます。議事進行については、会長によりよろしくお願い致します。

(会長)

本日の午前については、推進委員会議があり、出席されました委員につきましては、大変ご苦勞様でございました。現在では、コロナウイルスの影響により、各イベント、各会議などが中止あるいは延期される中で、農業委員会は会議をしますが、皆様におかれましても、自己の管理を十二分にいただきまして、病気にかからないように気を付けていただきたいと思います。本日もよろしくお願い致します。

それでは、本日の欠席通告はございません。本日の議事録署名委員報告ですが、5番の西橋絹子委員、6番の廣田重夫委員、両委員よろしくお願い致します。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう委員の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。まず、報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和2年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、小堀町地先、畑1筆、634㎡を長屋住宅および駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、周囲はすべて道路です。

番号2、土地の表示、田村町地先、畑4筆、328㎡を貸駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北側に位置します。周囲の状況は、北は農地、南と東は宅地、西は道路です。

番号3、土地の表示、八幡東町地先、田1筆、1,047㎡の内924㎡を長屋住宅および専用駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南側に位置します。周囲の状況は、北は農地、南と東と西は道路です。

続いて、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和2年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は3件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、田4筆、577㎡、畑4筆、197㎡、計774㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北は雑種地、南と東と西は宅地です。

番号2、土地の表示、神照町地先、田27筆、18,875.64㎡、畑23筆、885.55㎡、計19,761.19㎡を売買により分譲宅地、店舗用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東側に位置します。周囲の状況は、北は宅地と雑種地、南は宅地と雑種地、東と西は道路と宅地です。

番号3、土地の表示、平方町地先、畑3筆、246㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、北は水路、南は道路、東は路線、東は宅地と農地です。

続いて、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和2年3月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計18筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田が18筆、43,046㎡の解約です。

番号1から14、番号18が相対で番号15から17が円滑化による利用権の解約です。次に、番号1から14は、耕作者変更に係る解約です。利用権の設定のうち相対による利用権の設定に係る解約が含まれており、議案書右に記載している番号が利用権の設定の番号となっておりますのでご確認ください。次に番号15、18が転用目的による解約で、番号18番は後にご説明させていただきます議案第470号、番号6に係るものです。番号16と番号17番は関連しておりまして、後にご説明させていただきます議案第465号農地法第3条申請、番号10に係る解約となっております。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件についてご質問がありましたら、発言ください。

ございませんか、ないようですので議案審議の方に移ります。

まず、議案第468号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第468号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は、3条申請が10件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。では、議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、高月町横山地先の田1筆、3,049㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、現在申請地を耕作されている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号2、土地の表示、曾根町地先の田1筆、634㎡を売買で取得されるものです。申請地は白地の田で、現地確認をしたところ、耕起されていまして。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作をされている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号3、土地の表示、余呉町川並地先の田1筆、647㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈取跡を確認しました。譲渡人は非農家で申請地の管理ができないことから、現在申請地周辺で耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号4、土地の表示、北池町地先の畑1筆、254㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地確認をしたところ、耕起されていまして。譲渡人は県外居住者で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、小谷上山田町地先の田1筆、2,982㎡を売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は高齢で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

番号6、土地の表示、余呉町川並地先の畑3筆、861㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、草刈り等管理されていまして。本案件は1月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と余呉町川並の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

番号7、土地の表示、木之本町杉野地先の畑2筆、634㎡を、売買で取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地確認をしたところ、防草シートで覆われ管理されていました。本案件は2月定例総会でご議決いただきました、空き家付農地の案件でございます。今般、申請農地と木之本町杉野の空き家を購入し移住されるために本申請に至ったものです。

番号8、土地の表示、余呉町上丹生地先の田3筆、2,827㎡、畑1筆、509㎡、合計3,336㎡を、贈与で取得されるものです。申請地の内、田は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。また、畑は白地の畑で背の低い草が生えている状態でした。譲渡人は高齢で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号9、土地の表示、木之本町古橋地先の田1筆、625㎡を、贈与で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人は県外居住者で、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と贈与の話がまとまり申請に至ったものです。

番号10、土地の表示、常喜町地先の田1筆、1,471㎡を、売買で取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、水稻の刈り取り後を確認しました。譲渡人はすでに死亡され相続財産管理人が選定されておられ、申請地の管理ができないことから、申請地周辺で耕作を行っている譲受人と売買の話がまとまり申請に至ったものです。

以上、番号1から番号10につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び、今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第468号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第468号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第468号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第469号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第469号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第469号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、さる2月21日に農地等調査委員会の將亦委員長、14番の中島委員、17番の家倉委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和2年3月3日に、4番の阿辻委員、13番の多賀委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

申請番号1、錦織町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受けたいしております。なお、本案件は4条申請、番号2、番号3とも関連します。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、錦織町地先、田1筆、138㎡、畑1筆、5.63㎡、計143.63㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は道路、南と西は宅地、東は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されています。これは、申請人が約10年前にアスファルト舗装をされ、現在に至っているとのことです。申請人は同集落内に居住しています。息子2人が成人し、自家用車が増えたことから駐車場が必要となり、整備されたとのことです。今回、相続に伴い、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、すでに駐車場となっており、雨水、排水対策も整っていることから、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、錦織町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の

東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、錦織町地先、田1筆、4.14㎡、畑1筆、333㎡、計337.14㎡、転用目的を農業用資材置場とした申請です。周囲の状況は、北と西は道路、南は宅地、東は水路です。写真をご覧ください。申請地は、すでに農業用資材置場となっています。これは、申請人の先代が農地法施行前に整備され、現在に至っているとのことです。申請人は番号1と同じです。今回、相続に伴い、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、すでに農業用資材置場となっており、雨水、排水対策も整っていることから、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、錦織町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、錦織町地先、田3筆、1,101㎡、畑1筆、9.82㎡、計、1,110.82㎡、転用目的を農作業場及び農機具置場とした申請です。周囲の状況は、北は道路、南と東は宅地、西は農地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに造成されています。これは、申請人が以前、育苗ハウス用地として田畑転換等の農地形状変更届をされ、使用していましたが、育苗ハウ

スは申請地の西側に移し、現在は非農地化しています。申請人は番号1と番号2と同じです。申請人は、米原市にある土建会社に勤めながら、営農をしておられます。あと1年で定年を迎えることになり、今回、定年後に農業の営農規模を拡大することを考え、設備等の整理をしたところ、現在の農作業場及び農機具置場が手狭になるため、移転する計画を立て、申請されたものです。なお、申請地は以前、土木関係資材が散在していましたが、農地転用の手続きをするために自ら、是正されました。

現地調査を行った結果、すでに非農地となっており、雨水、排水対策も整っていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、余呉町上丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。なお、本案件は5条申請、番号3とも関連します。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、余呉町上丹生地先、畑、6.61㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は道路、南と東と西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は、すでに住宅敷地となっています。これは、申請人の先代が昭和37年に住宅を建築され、現在に至っています。申請人は、相続に伴い、不動産資産の整理を行ったところ、農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、すでに住宅敷地となっており、雨水、排水対策も整っていることから、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦し

た区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。なお、本案件は5条申請、番号5と関連します。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、本庄町地先、畑、165㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は水路、南は5条申請、番号5、東と西は農地です。

写真をご覧ください。申請人は、申請地の西側にある住宅に住んでいます。今回、南側に隣接する県道の拡幅工事に伴い、駐車スペースが道路敷地となるため、新たに駐車場が必要になることから、申請されたものです。なお、5条申請、番号5と一体利用されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、高月町宇根地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可することから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、土地の表示、高月町宇根地先、畑2筆、163㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は、北は宅地、南と東は道路、西は申請人所有農地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに住宅が建築されています。これは南側の住宅は先々が農地法施行前に建築され、北側の住宅は、申請人が昭和60年に建築され、現在に至っているとのことです。申請人は北側の住宅に住んでいます。今回、長男世帯が戻って母屋に住むため、新たに隠居を建築する計画を立て、申請されたものです。なお、隠居建築に

については、南側の住宅を取り壊し、建築するとのことです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されていることから、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第469号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第469号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第470号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第470号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第470号につきまして、締切までに6件の申請がございました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第469号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

(事務局)

番号1、木尾町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は、土地の表示、木尾町地先、田、148㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、三角形で北と東と西は道路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに車庫敷地となっています。これは、譲受人と譲渡人の間で売買により昭和50年に建築し、現在に至っています。譲受人は、申請地の東側の住宅で居住しています。今回、地積調査により申請地の農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、すでに車庫敷地となっており、雨水、排水対策も計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

番号2、新居町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。びわ支所から南東へ、500mほどに位置します。公共施設から概ね500m以内であることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類が添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は、土地の表示、新居町地先、畑、128㎡、契約内容は売買で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、三角形で北と南と東は道路です。

写真をご覧ください。申請地はすでに車庫敷地となっています。これは、譲受人が譲渡人との間で昭和63年に売買で話がまとまり、建築されたとのこと。譲受人は、申請地の西側の住宅に居住しています。今回、地積調査により申請地の農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

番号3、余呉町上丹生地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地において

は、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。なお、本案件は4条申請、番号4と関連しています。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は、土地の表示、余呉町上丹生地先、畑、13㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、北は道路、南と東と西は宅地です。

写真をご覧ください。申請地はすでに住宅敷地になっています。これは、昭和37年に借受人の先代が貸渡人の先代との間で使用貸借により住宅を建築し、現在に至っていることです。借受人は、現在、余呉地域内に居住しています。今回、相続に伴い、不動産資産を整理したところ、申請地の農地転用の手続きが未手続であることが判明したため、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

番号4、富田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は、土地の表示、富田町地先、田、690㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と南と西は農地、東は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地から約300mの隣町に住んでいます。また申請地の東側の介護事業所の役員です。今回、介護施設の従業員駐車場や来客駐車場が手狭であったことから、駐車場を整備する計画を立て、申請地付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。なお、転用計画については、個人から会社

に貸すとのことです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

番号5は本庄町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

隣接農地所有者、地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。また、本案件は4条申請、番号5と関連しています。本案件の詳細につきましては、阿辻委員よりご報告をいただきます。

(阿辻委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は、土地の表示、本庄町地先、畑1筆、76㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北は4条申請、番号5、南は宅地、東と西は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は4条申請、番号5の申請人と同じです。4条申請、番号5の説明でもあったとおり、今回、南側に隣接する県道の拡幅工事に伴い、駐車スペースを新たに駐車場が必要になったことから、自宅付近で適地を探されたところ、譲渡人との間で話がまとまり、申請されたものです。なお、4条申請、番号5と一体利用されます。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

番号6は高月町雨森地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しています。第2種農地については、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものではない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は、高月町雨森地先、田2筆、1,369㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、北と南は雑種地、東と西は用悪水路です。

写真をご覧ください。譲受人は、同集落内で医療用基板の加工製造業をしている会社です。仕事は軌道に乗っており、受注量も増加傾向であることから、工場増築の転用許可が令和元年11月にされたところでした。今回、工場増築に伴い、新たに従業員を雇用する予定であり、現駐車場が手狭となることから駐車場を整備する計画をされ、会社付近で適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第470号についてご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(將亦職務代理)

番号4についてお聞きしたいのですが、農地の中で一枚の8割方が転用になっています。東側が駐車場となり、残地が西側になります。その残地の耕作の進入路は確保されているのでしょうか。2月の調査委員会で、その点を現地確認時に確認をお願いしたのですが、説明がなかったため、お聞きしたい。

(多賀委員)

現地調査のときにお聞きしたのは、残地に関しては今まで耕作していた方に作っていただくことができました。買われる方は耕作されていない方なので、隣接している農地を耕作している方に作っていただくことができました。

(將亦職務代理)

そういう風にして、隣地の耕作者が出入り出来れば結構なのですが、進入路側を転用する場合、残地の農業に影響を及ぼさないという配慮がされて、本来は然るべきなので、残地の農地に影響を及ぼさないような申請をされるように、条件を聞き取りしておいてほしい。先ほど、調査委員会で質問をしても聞いていないとのことだったので、本来ならば保留にすべき案件なのですが、状況が平地なので、多分、そういう風に来れると思い、了承していた。また、残地の農業には、排水等の配慮ができていますので営農には、影響が無いという説明が無いと、若干、疑問が残りますので、今後、注意をしていただきたい。

(会長)

他にございませんか。

少しお聞きしたいのですが、地籍調査でたくさん出てきているのですが、長浜市の地籍調査の進捗具合はおよそどの位ですか。教えていただきたい。

(事務局)

一部、進んでいるところもありますが、全体だとほとんどやっていません。今から手をつけられない状況であり、ここ1～2年前に担当課の方に確認をした時、進捗率は合計では一桁です。例えば、高月での進捗率は80%、旧長浜、木之本と余呉では0%、びわが50%、湖北が30%、浅井が10%ということで、全体で言うと一桁ということです。これは去年の9月現在の情報です。

(会長)

高月は平成元年に始まったと思うのですが、仕方がないですね。これから、まだたくさん出てくるということですね。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第470号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第471号、農用地利用集積計画案について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第471号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は、相対による利用権設定の案件と、所有権の移転、レーク伊吹農協による農地利用集積円滑化事業による利用権の移転、北びわこ農協による農地利用集積円滑化事業による利用権の移転の案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手68人に対して借り手が8人で、筆数は113筆、合計の面積で、190,119㎡を利用権設定される計画です。

次に所有権の移転につきましては、所有者6名、取得者4名、筆数は10筆、面積は18,290

m²を所有権移転される計画です。

次に、農地利用集積円滑化事業による利用権の移転につきましては、以前に円滑化団体であるレーク伊吹農協がいったん借り受けて、他の耕作者に10年の期間で利用権設定されていたものを、期間途中で耕作者の変更があり、残余期間の1ヶ月から6年について2人の借り手に10筆、22,419m²を利用権設定される計画です。

次に、農地利用集積円滑化事業による利用権の設定につきましては、以前に円滑化団体である北びわこ農協がいったん借り受けて、他の耕作者に利用権設定されるもので、貸し手1人に対して借り手1名で、筆数は7筆、合計の面積で15,288m²を利用権移転される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。タイトルの後方が、利用権設定について、と記載されているページの番号1から番号113につきましては相対によるもので、すべて地元農業者および認定農業者に利用権設定される計画で、番号114から120が北びわこ農協の円滑化による利用権の設定です。

次にタイトルが、利用権移転についてご覧ください。レーク伊吹農協は、農地の所有者から農地の借入れを行い、その農地の貸付けを行う事業を実施している農地利用集積円滑化団体で、農地の中間保有ができます。当初に利用権設定をされた耕作者との契約が解約されても、農協と所有者との契約までは解約せずに、農協が農地を預かることができますので、契約期間の残期間については他の耕作者に利用権を移転されます。

次に所有権移転につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第471号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員ですが、対象は委員本人及び、自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。13番の多賀委員、14番の中島委員が対象であり、それ以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

それでは諮問をうけました、議案第471号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますのでこのことを決定し、市長に答申したいと思っております。

(会長)

次に、議案第472号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第472号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について、説明させていただきます。資料、議案書にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました32件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借および使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、湖北土地改良区の行う土地改良事業には、土地所有者の参加が妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第472号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

なお、参与制限対象委員は、8番の將亦富士夫委員が対象ですが、將亦委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手願います。

それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないことといたします。

それでは、議案第472号、土地改良事業参加資格交替承認申請についてこれを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第473号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第473号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に、取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、

公示したときは、その面積と規定されており、今回、公告しようとするものです。議案書の別紙記載のとおり、今般、告示を行う今莊町地先の畑2筆については別段の面積を0.1アールに規定するものです。本案件については、空き家バンクに空き家と農地の登録をされ今般、売買の話がまとまり申請に至ったものです。

さる2月19日に現地委員であります多賀委員と事務局で現地調査を行った結果、草刈りや耕起等がなされ一定の管理されているものの、しばらく耕作がされていないと見込める為、遊休農地と認めるが、耕作再開も容易であることから、別断面積の公示を行っても問題ないとの意見をいただいております。

また、2月21日の事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。

以上をもちまして、議案第473号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第473号についてご意見ご質問を求めます。

ございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第473号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

次に、追加議案となりますが、議案第474号、長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第474号、長浜市農業委員会事務局規定の一部改正について、長浜市農業委員会事務局規定の一部を改正する農業委員会訓令を次のように制定する。令和2年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

長浜市農業委員会事務局規定の一部を次のように改正するものです。内容としましては係制の導入に伴いまして、組織として係を設置し、係に係長を置くことを明記するものです。改正する部分につきましては、別紙の赤書きになっている部分でございます。

説明させていただきますと第3条、事務局に農地管理調整係を置く。次に、第4条第3項中に、副参事の次に係長を加えます。次に、第3条第1項中に、事務局長の次に係に係長と加えることとなっております。この規定につきましては、令和2年4月1日から施行されます。説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第474号についてご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(近藤委員)

農地管理調整係を置かないとならない理由がはっきりしなかったので、その点をお願いします。

(事務局)

長浜市の組織の中で、当初グループ制となっていたのですが、今、係制度を導入されることになり、農業委員会事務局としましても、現在、農地管理調整係があり、そこに係長をおいて組織としてやっていくところでございます。係長を導入することによりまして、以前はグループとして動かしていたのですが、係長を率いて、組織としてやっていくと、組織強化をしていくということでございます。

(北村委員)

係長は1人ですか。他に係は無いのですか。

(事務局)

係はひとつですので、係長は一人です。

(北村委員)

次長の次が係長。係長の職務は全般ですか。

(事務局)

農業委員会には、係はひとつであり、当然、係長、次長、局長とおりますが、組織としては係長を中心に、次長、局長の指示のもと動くということです。

(会長)

他にございませんか。他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第474号、長浜市農業委員会事務局規程の一部改正について、提案どおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり改正することといたします。

なお、施行につきましては4月1日からということになりますので、よろしく願いいたします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。